

平成 29 年度 船舶用消防設備整備技術 A 講習会・A 研修会
(学科講習 及び 消火器・個人装具コース実技講習)
実施要領

一般社団法人 日本船舶品質管理協会

1. はじめに

船舶用消防設備の保守・点検・検査については、2002年(平成14年)7月1日に発効した SOLAS 条約附属書第 II-2 章 第 14 規則により消防設備の整備が義務付けられ、現在はこの規則を根拠に MSC.1/Circ.1432「防火設備及び装置の保守及び検査のための改正ガイドライン」等に基づいて、船舶の乗組員、点検整備事業者等が各メーカーの助言を得ながら点検・整備を実施しています。これらの点検整備を行う整備技術者の点検整備技術の向上を図るため、船舶用消防設備メーカー 5 社（*）と当協会が協力して、船舶用消防設備の整備技術者資格の新規取得のための A 講習会及び資格更新のための A 研修会（消火器・個人装具コース）を実施することとしました。

A 講習会及び A 研修会では技量認定試験を実施し、合格者を船舶用消防設備整備技術者（ただし、消火器及び個人装具に係る）として認定します。

併せて、固定式消火装置・火災探知警報装置の整備技術者資格（B 講習会）の資格保有者及び資格取得希望者を対象とした学科講習も実施します。消火器・個人装具に係る資格を取得しない方でも、固定式消火装置又は火災探知警報装置に係る資格を所得する予定の方はこの学科講習を必ず受講してください。

原則として、学科講習又は、A 講習会・研修会に合格していることが、B 講習会を受講できる条件となっております。このため、学科講習又は、A 講習会・研修会を未受講ですと、B 講習会・研修会を受講できない場合もありますので、ご注意願います。

（* 消火器・個人装具コース実技講習の対象メーカー：

エア・ウォーター防災(株)、(株)重松製作所、(株)初田製作所、ヤマトプロテック(株)、日本ドライケミカル(株))

2. 講習の概要

- (1) 学科講習（船舶用消防設備全般についての概論）及び船舶用消防設備（消火器及び個人装具）メーカー 4 社の実技講習を行います。
同時に、別途実施される固定式消火装置・火災探知装置等の消防設備の実技講習受講予定者のための学科講習も行います。
- (2) 日程は、講習会、研修会、学科講習のみの場合（消火器及び個人装具に係る実技講習を受講しない場合）のいずれも 1. 5 日（学科試験受験を含む。）です。
- (3) 学科講習は、関係規則及び IMO サーキュラー等（MSC.1/Circ.1432、MSC.1/Circ.1318、IMO

総会決議 A. 951 等) の成立ち及び内容について講習を行います。

消火器・個人装具コース実技講習は、MSC. 1/Circ. 1432、IMO 総会決議 A. 951 等において消火器及び個人装具に点検整備を求められている事項に重点をおいて、メーカー毎に講習を行います。

- (4) 受講者は技量認定試験として学科試験及び実技試験を実施します。実技試験は実技講習の時間内に実施します。(1回目の更新に係る研修会に限り、研修会受講者も技量認定試験を実施します。)

3. 開催期日

講習会・研修会：平成29年10月11日(水)午後～12日(木)午前
スケジュールは別紙参照。

4. 開催場所

東京海洋大学 越中島キャンパス
東京都江東区越中島2-1-6

5. 募集人数

講習会：30名
研修会：40名
学科講習のみ：若干名

6. 受講資格

次のいずれかの要件に適合する者とします。

- (1) 船舶用消防設備の整備業務又は製造業務を行っている会社に所属し、同業務に従事した2年以上の実務経験を有する者
- (2) 現在有効な船舶用消防設備整備技術者証をお持ちの方(研修会受講の場合)
- (3) 当協会から承認を受けた者

7. 受講料等

(1) 受講料

講習会	当会会員会社所属の場合	54,000円(消費税分4,000円を含む)
	当会会員会社所属以外の場合	86,400円(消費税分6,400円を含む)
	(指導書代及び認定試験受験料を含む。)	
研修会	当会会員会社所属の場合	43,200円(消費税分3,200円を含む)
	当会会員会社所属以外の場合	70,200円(消費税分5,200円を含む)
	(指導書代及び認定試験受験料を含む。)	

学科講習のみ(消火器及び個人装具に係る実技講習を受講しない場合)

当会会員会社所属の場合 16,200円（消費税分1,200円を含む）
当会会員会社所属以外の場合 27,000円（消費税分2,000円を含む）
（指導書代及び認定試験受験料を含む。）

(2) 整備技術者証交付手数料

消火器・個人装具コース受講者の場合 3,240円（消費税分240円を含む）

(3) 受講料等の振込先

受講料及び技術者証交付手数料は、受講可否通知後に次の口座に振り込んでください。
なお、振込手数料は申込者にて負担をしてください。

三菱東京UFJ銀行 東京公務部（店番号：300）普通預金口座 630
受取人名義： 一般社団法人日本船舶品質管理協会
「 シヤ）ニホンセンパクヒンシツカンリキョウカイ 」

8. 受講申込期限

平成29年8月15日（火）

9. 受講手続き

次の手順で行ってください。

(1) 参加申込書の提出

所属会社（事業場）の責任者は、別添1の講習会参加申込書又は別添2の研修会参加申込書に必要事項を記入の上、

8月15日（火）までに、当会あて郵送、メール又はFAXで提出してください。

なお、会員会社に所属している方以外の方が講習会を受講する場合は、受講資格を確認するために、所属会社の業務内容がわかる資料及び受講希望者の過去2年以上の整備業務従事実績がわかる資料（時期、点検整備等を行った船舶の種類と大きさ、消防設備の種類と整備内容等を記載した一覧表等）を添付してください。また、連絡先（電話番号又はメールアドレス及び担当者名）を明記してください。記載内容について確認の問い合わせをさせていただきます場合があります。

(2) 受講可否の連絡

申込書を受理した後、受講資格等を審査、調整のうえ、8月25日（金）を目途に、当会から所属会社（事業場）の責任者に受講の可否を文書で通知します。

(3) 受講料等の振込書の写し及び写真の提出

当会から、受講可の通知があったときは、所属会社（事業場）の責任者は、9月8日（金）までに、当会あて次の書類等を郵送で提出してください。

- ① 受講料及び技術者証交付手数料の振込書の写し
受講料等については、「7. 受講料等」を参照してください。
- ② 受講者の写真（縦：3cm、横：2.5cm。提出前6ヶ月以内に撮影した正面上半身像。カラー） 2葉
写真の裏面に受講者の名前を必ず記載してください。
なお、期限を過ぎても提出がなかった場合には、受講申込みを辞退されたものとさせていただきますのでご了承ください。

(4) 受講票の送付

(3) の受講料等の振り込みが確認された後に、当会から所属会社（事業場）の責任者経由で、受講者に受講票を送付します。

10. 受講に当たっての留意事項

- (1) 当会に提出された書類、受講料及び写真は、特別な事情がない限り、返還しかねますのでご了承ください。
- (2) 宿泊については、受講者側で手配してください。
- (3) 受講者は、実技講習に参加する際には作業に適した服装を準備してください。
- (4) 受講日当日、受講票を受付にご提出ください。

11. 整備技術者証の交付等

講習会において学科講習及び実技講習を受講し認定試験に合格して、講習会終了後に開催される講習委員会において所定の技量を有すると認められた者は、整備技術者として認定され、以下により整備技術者証（ただし、消火器及び個人装具に係る）が交付されます。

研修会において学科講習及び実技講習を受講し、講習委員会において整備技術者として更新が認定された者には整備技術者証が更新交付されます。（ただし、消火器及び個人装具に係る。）

なお、消火器及び個人装具以外の消火装置に係る整備技術者証の更新については、期限内にメーカーによる研修会が実施されない場合には、当会に申請することにより、該当する消火装置について有効期間1年間の期限付きで更新した整備技術者証を交付します。手続きについては、当会へお問い合わせ願います。

(1) 技術者名簿への登録及び整備技術者証の交付

- a. 船舶用消防設備整備技術者（ただし、消火器及び個人装具に係る）として、当会の技術者名簿に登録します。
- b. 登録後、「整備技術者証」（該当メーカーが製造した船舶用消防設備の点検・整備ができる技術者であることを証明するもの）を当会から船舶用消防設備整備技術者に交付します。
- c. 整備技術者証は、船舶用消防設備の点検整備の完了後に発行する船舶用消防設備整備記

録簿等を作成する際に使用します。

- d. 整備技術者証の有効期間は、交付日から4年後の年度末日（今年度の講習会・研修会受講者の場合、平成34年(2022年)3月31日までとします。（ただし、平成25年度の第3回講習会で認定を受けた方が更新のための研修会を受講した場合は、平成34年(2022年)3月31日まで。）

(2) 整備技術者証の更新及び研修会への参加

- a. 整備技術者証の有効期間が満了するまでの間に当会が主催する研修会に参加したときは、整備技術者証が更新されます。
- b. 研修会は、資格継続（更新）のために行う補完教育で、学科講習及び実技講習から構成されます。